

新コ調第26-1号
令和4年4月25日

関係各位

鹿児島県くらし保健福祉部
新型コロナウイルス感染症療養調整課長

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養中の
医療費等の取扱いについて（通知）

平素より本県の新型コロナウイルス感染症対策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、令和4年2月24日付け健増第3167号「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養中の医療費等の取扱いについて（通知）」にて、原則として、令和2年5月診療分以降から審査支払機関を通じたレセプト請求によることとする旨、周知しておりますが、令和4年4月以降も、本県内の新規感染者数が増加し、宿泊療養施設への入所者や自宅待機者^(※)も増加していることや医療機関等において新型コロナウイルス感染症患者から医療費を徴収しているケースが増えていることを踏まえ、今般、改めてお知らせいたします。

つきましては、当該通知及び下記を参考に、レセプト請求による公費負担に御対応・御協力いただきますようお願いいたします。

また、既に医療費を徴収した場合における新型コロナウイルス感染症患者からの償還払いの方法等について県のホームページに掲載しておりますので併せて御確認ください。

(※) 本県の自宅待機者については、厚生労働省から、「入院待機中や宿泊療養待機中の患者も、自宅療養者と同様の取扱いを行っている場合は補助の対象となる」旨の見解を得ており、本通知の対象となります。

記

【概要】

令和2年4月30日結核感染症課長通知（別添1）及び医療課長通知（別添2）に基づき、県が認定した宿泊療養又は自宅療養中に受けた医療の自己負担額を公費負担します。

ただし、本医療に対する公費負担については、以下の(1)～(3)に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 都道府県等の実施する宿泊療養又は自宅療養の対象となった軽症者等が受けた医療であること
- (2) 軽症者等が都道府県等の実施する宿泊療養又は自宅療養を受けている期間に受けた

医療であること

- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る医療（往診，訪問診療，電話等情報通信機器による診療，訪問看護，調剤等によるものを含む。）であること

【通知等】

- ・別添1 「厚生労働省健康局結核感染症課長通知（令和2年4月30日健感発0430第3号）」
- ・別添2 「厚生労働省保険局医療課長（令和2年4月30日保医発0430第4号）」
- ・「『新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について』に関するQ&Aについて（令和3年3月24日事務連絡）」

【参考】

県ホームページ

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養中又は自宅待機中に受けた医療費の公費負担について」

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/coronairyouhikouhikutu.html>

【問合せ先】

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1

鹿児島県くらし保健福祉部

新型コロナウイルス感染症療養調整課

事業推進係 担当：松永

TEL 099-286-3420

MAIL corona-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp